

Contents

- 1 【メキシコ】倒産事件処理のための特別裁判所の新設
- 2 【メキシコ】メキシコの競争法当局の最近の執行事例
- 3 【タイ】最低賃金の引上げ
- 4 【インド】インド IT 法上のサイバーセキュリティ規則の施行

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国（ブラジル・ロシア・トルコ等）の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【メキシコ】倒産事件処理のための特別裁判所の新設

1. はじめに

2022 年 3 月 4 日、倒産事件を特別に管轄する 2 つの裁判所がいずれもメキシコシティに新設され¹、既に運用されている。

本稿ではメキシコの倒産法と従前より倒産事件を管轄してきた裁判所について簡潔に説明し、上記の新たな倒産裁判所の概要と倒産法制上の意味合いを解説する。

2. メキシコの倒産法について

メキシコの倒産法は、連邦法である *Ley de Concursos Mercantiles*（以下「メキシコ倒産法」または「法」とする。）である。日本法と異なり、破産手続も民事再生手続も単独の法律により定められている。メキシコ倒産法は 2 段階方式を採用している²。すなわち、原則として、第 1 段階として再生手続(*conciliación*)が開始され、第 2 段階として破産手続(*quiebra*)が開始される建付けとなっている³。その目的規定においても、債務超過企業の再建を図ることの重要性が強調されている⁴。

¹ https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5644640&fecha=04/03/2022#gsc.tab=0

² 法 2 条

³ 法 2 条

⁴ 法 1 条

3. メキシコの倒産事件の処理について

倒産手続を管轄するのは裁判所である⁵。具体的には、原則として、債務者の本店所在地を管轄する連邦裁判所が倒産手続を担当してきた⁶。メキシコには連邦裁判所と州の裁判所が存在するが、倒産手続を管轄するのは連邦裁判所である。一方で、競争法や労働法の特別裁判所が存在する⁷のに対し、倒産手続のための特別裁判所は存在しなかった。効率的な経験と知識の集積がなされなかったためか、メキシコの倒産手続は柔軟性を欠き利用しにくく、時間がかかるという指摘もなされていた。

4. 特別裁判所新設の影響

上記の状況を背景として、倒産事件を特別に管轄する 2 つの連邦裁判所が新設された。この特別裁判所はいずれもメキシコシティに所在するが、その管轄はメキシコ全域に及ぶ。すなわち、倒産手続に服することとなる債務者の本店所在地にかかわらず、倒産手続の申立てはメキシコシティの特別裁判所で受理され、倒産手続と倒産に関する紛争もメキシコシティの特別裁判所が処理する。

新設された特別裁判所は運用を開始して間もないため、その影響については未だ図りかねるものの、特別裁判所の新設は概ねメキシコの倒産法制と実務の改善につながるものであるとの高評価を得ているようである。とりわけ、倒産手続のみを管轄する裁判所の新設は、倒産手続や倒産に関する紛争を集中して担当する裁判官の養成に直結するため、より効率的かつ迅速な手続進行がなされるようになるであろうと期待されている。

【メキシコ】

弁護士 西山 洋祐

yosuke.nishiyama@amt-law.com

⁵ 法 7 条および 17 条

⁶ 法 17 条

⁷ 競争法の特別裁判所については「[【連載】メキシコ競争法の解説 第 1 回 メキシコの連邦経済競争法の全体像](#)」の 6-3 を、労働法の特別裁判所については「[【連載】メキシコ労働法の解説 第 3 回 メキシコにおける労働紛争解決手続](#)」の 5 をそれぞれ参照。

2. 【メキシコ】メキシコの競争法当局の最近の執行事例

1. はじめに

2022 年 8 月、メキシコの競争法当局である連邦経済競争委員会 (*Comisión Federal de Competencia Económica*(通称「COFECE」))が 3 事業者に対して、企業結合規制の不遵守を理由として合計で約 610 万メキシコペソ(約 4300 万円⁸)の制裁金を課した⁹。

本稿ではメキシコの競争法上の関連規制について簡潔に説明し、上記の連邦経済競争委員会による執行の意味合いを分析する。

2. メキシコの競争法上の関連規制について

メキシコのいわゆる競争法は *Ley Federal de Competencia Económica*(以下「連邦経済競争法」とする。)という単一の連邦法である¹⁰。連邦経済競争法は、競業他社や供給者等との間の合併や買収等を「集中 (*Concentración*)」であると定め、調査や制裁の対象となりうることと、いわゆる企業結合規制をしている¹¹。法定の条件を満たす集中については実行前に承認を得る必要がある¹²。事前に連邦経済競争委員会の審査を受け、承認された集中は原則として調査の対象とならない¹³。一方、届出が必要であるにもかかわらず届出がなされずに実行された集中は調査および制裁の対象となる。

届出が必要であるにもかかわらず届出がなされずに集中が実行された場合の制裁は二通りある。一つは、調査の結果、集中が市場経済や自由競争等に悪影響を及ぼす違法な集中であると判断される場合であり、この場合は違法な集中に対する制裁と届出義務を怠ったことに対する制裁の双方の制裁が課される。もう一つは、調査の結果、集中が違法な集中ではないと判断される場合であり、この場合は届出義務を怠ったことに対する制裁のみが課される。

3. 本件の概要

本件では、3 事業者が 2016 年に事前に届出をすることなく事前届出が必要な集中を実行した。そのため、連邦経済競争委員会は調査を開始した。[連邦経済競争委員会が公表した記事](#)によれば、調査の結果、問題の集中は違法な集中ではないと判断されたようであり、届出義務を怠ったことに対する制裁のみが課されたものと思われる。一方で、届出の遅延が 5 年以上に及んだことなどの理由で事案が「深刻 (*grave*)」であると判断され制裁がなされた。本件の発覚の経緯は明らかではないが、上記の記事の記載ぶりからは 3 事業者のいずれかによる自主的な申告がなされたようにも思われる。

4. 本件の執行の意味合い

本件では、5 年以上前になされた取引に関して制裁がなされた点が注目される。近年、連邦経済競争委員会

⁸ 1 メキシコペソ=7 円で計算した。

⁹ 本稿は連邦経済競争委員会が公表している[こちらの記事](#)(スペイン語版のみ閲覧可能)を基に作成している。

¹⁰ 連邦経済競争法の概要については「[【連載】メキシコ競争法の解説 第 1 回 メキシコの連邦経済競争法の全体像](#)」を参照。

¹¹ 連邦経済競争法 61 条。連邦経済競争法上の企業結合規制の概要については「[【連載】メキシコ競争法の解説 第 3 回 メキシコの企業結合規制](#)」を参照。

¹² 連邦経済競争法 86 条および連邦経済競争法 87 条

¹³ 連邦経済競争法 65 条

は積極的に制裁を実施しており¹⁴、本件もそのような潮流に沿う一例であると評価できる。上述の通り、本件の発覚の経緯は明らかではないが、事後に自主的な申告をした場合でも制裁がなされうるのであるから、至極当然のことではあるが、必要に応じて事前に集中の届出をし、審査を受け、承認を得ることが重要である。

【メキシコ】

弁護士 西山 洋祐

yosuke.nishiyama@amt-law.com

¹⁴ 連邦経済競争委員会作成の「[Mexico: Federal Economic Competition Commission](#)」(英文資料)の260頁によれば、2020年に連邦経済競争委員会が課した制裁の合計金額は、2019年に連邦経済競争委員会が課した制裁の合計金額の約200%増であった。

3. 【タイ】最低賃金の引上げ

1. はじめに

タイも他国と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大およびロシア・ウクライナ間の紛争の影響による物価上昇（タイ商務省が 2022 年 9 月 5 日に発表した 2022 年 8 月の消費者物価指数(CPI)上昇率は、前年同月比で 7.86%であった。）のあおりを受け、タイで事業を展開する多くの日系企業において事業に要するコストが増加しており、大きな問題となっている。そのような中、2022 年 8 月 26 日、タイの賃金委員会(The National Wage Committee of Thailand)は、2022 年 10 月 1 日より労働者の最低賃金を引上げることを決定した(Notice of Wage Committee Re Minimum Wage Rates (No. 11))。この決定は、インフレーションによって逼迫する家計の支援を理由にしてなされたものであるが、多くの従業員を抱える在タイ日系企業にとっては更なるコスト増が見込まれ影響が大きいと思われるため、本稿においてご紹介したい。

2. タイにおける最低賃金の設定に関する法令

タイにおいては、賃金委員会が最低賃金を設定する権限を有しており(労働者保護法第 79 条第 1 項柱書および第 3 号)、具体的な最低賃金の定めは、同委員会の決定が官報(Royal Thai Government Gazette)に告示(同法第 6 条第 3 項および同法第 88 条)されることによって効力を発し、使用者は労働者に対し、その告示日以降、最低賃金未満の賃金を支払うことが禁じられる(同法第 90 条第 1 項および Notice of Wage Committee Re Minimum Wage Rates (No. 11)第 12 項)。最低賃金の支払いを怠った使用者に対しては、6 か月以下の懲役もしくは 10 万バーツ以下の罰金またはその両方が科される(労働者保護法第 114 条第 1 項)。

現在、タイにおける最低賃金は、都または県ごとに定められており、基本的にバンコク都およびパタヤ周辺の都県において高く、ラオスおよびマレーシアとの国境に位置する県においては低く設定されている。

3. 今回の最低賃金の引上げによる使用者への影響

今回の最低賃金の引上げにより、チョンブリ、プーケットおよびラヨーンの 3 県における最低賃金は全国で最も高い 1 日当たり 354 バーツ(今回の改正前はチョンブリ、プーケットにつき 336 バーツ、ラヨーンにつき 335 バーツであった。)となった。また、バンコク都を含む 6 都県の最低賃金は上記 3 県に次ぐ高さの 1 日当たり 353 バーツ(今回の改正前は 331 バーツであった。)と定められた。これは現行の最低賃金と比較するといずれも 5%以上の引上げとなっている。

このような最低賃金の引上げに対し、使用者の視点からは、労働者の勤務時間を短縮することによって人件費を抑えることが可能かという議論があり得るところではある。この点につき、日本では最低賃金は都道府県ごとに時間当たりの金額が定められる一方、タイにおける最低賃金の定めは 1 日当たりの金額として定められるため、日本のように労働者の勤務時間を短縮することによって人件費を抑えることはできない。したがって、たとえば従前 8 時間であった 1 日の労働時間を 4 時間に短縮して、最低賃金の半額を支給するといった運用は最低賃金を下回る賃金の支払いとして労働者保護法に抵触することとなる。

4. 結語

最低賃金は、単に基本給だけではなく、残業代、休日手当、解雇補償金の基準にもなるものであるため、全体として、会社の業績に与える影響は少なくないと思われる。今回の最低賃金の上昇によりコスト削減を図ろうと、他の手当などを廃止したり縮減したりしようとすれば、労働条件の不利益変更の問題が生じ得、また人員を削減

(解雇)することもタイの実務上簡単ではないとすれば、最低賃金の引上げにかかる対応については慎重な検討が必要になろう。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

akitaka.anzai@amt-law.com

弁護士 木曾 誠大

masahiro.kiso@amt-law.com

4.【インド】インド IT 法上のサイバーセキュリティ規則の施行

1. インドサイバーセキュリティ規則の施行

インド政府の電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)の機関である Computer Emergency Response Team (以下「CERT-In」という。)は、2022 年 4 月 28 日付けで、Information Technology Act 2000(以下「インド IT 法」という。)の 70-B 条 6 項に基づき、情報技術を取り扱う事業者(法人、政府機関を含む。以下「対象事業者」という。)が情報セキュリティのために遵守すべき実務及び手続、情報流出等の防止策の策定、サイバー犯罪にあった場合の報告義務等について定めた通達(Direction)(以下「インドサイバーセキュリティ規則」という。)を発行した。

インドサイバーセキュリティ規則は、対象事業者においてサイバーインシデント(下記 3(1)参照)があった場合に、そのことを直ちにユーザー、カスタマーに通知すべきこと等を定めた CERT-In の 2021 年 1 月 20 日付け通達に続き、サイバー犯罪に対するインド政府の対策の一環として発行されたものである。

インドサイバーセキュリティ規則は、当初、同規則の通達日の 60 日後の施行が予定されていたが、対象事業者側の対応が間に合わない等の懸念から、2022 年 6 月 27 日付けで CERT-In から発行された通達により、その一部の施行が同年 9 月 25 日まで延期されていた。その後、2022 年 9 月 25 日付けで、インドサイバーセキュリティ規則は全面的に施行された。

2. インドサイバーセキュリティ規則の適用範囲

インドサイバーセキュリティ規則の適用対象となる対象事業者は、同規則の別紙1で定義されており、サービスプロバイダやサービス仲介業者、データセンター等の情報技術を専門的に扱う事業者のみならず、一般の法人や政府機関等、広い意味で情報技術を取り扱う者を含むものとされている。そのため、サービスプロバイダやサービス仲介業者、データセンター等でない法人事業者であっても、同法の適用対象となりうる。今日において、ビジネスを行っている法人事業者で、情報技術を取り扱わない事業者はほとんど存在しないであろうから、実質的にほとんどすべての法人事業者が規制対象となると考えられる。

また、インドサイバーセキュリティ規則は、インド IT 法の施行規則の一種として制定されたものであるが、インド IT 法自体が適用対象をインド国内の個人、法人等に限っていないこと、またインドサイバーセキュリティ規則も適用対象を特に限定していないことから、(日本企業のインド子会社や関連会社に限らず)日本に所在する日本企業にも適用される。CERT-In のウェブサイト上で公開されている FAQ¹⁵(以下「CERT-In FAQ」という。)の Q26 にも、その旨が明記されている。

そのため、下記 3 に述べる各種規制については、インドへの輸出、あるいはインドに代理店がある等の形でインドにビジネスを有しており、したがって何らかの形でインドに関わる IT を利用した情報(インド国内の顧客情報、売上情報、流通網に関する情報等)の管理を行っている、またはこれらの情報を有している日本企業も、これを遵守しなければ、インドにおいて、インドサイバーセキュリティ規則に基づく処罰を受ける可能性があることに留意が必要である(下記 4 参照)。

3. インドサイバーセキュリティ規則の概要

(1) サイバーインシデントの報告義務

¹⁵ [FAQs_on_CyberSecurityDirections_May2022.pdf \(cert-in.org.in\)](#)

インドサイバーセキュリティ規則の別紙 1 で規定されているサイバーインシデント(対象事業者の重要な IT ネットワークやシステムに対するスキャンニングやプロービング、重要なシステム及び情報の漏洩、IT システムやデータへの不正アクセス、ウェブサイトへの侵入・改ざん、ウィルス等によるコード攻撃、システムへの攻撃等)があった場合、そのようなサイバーインシデントを覚知した対象事業者は、6 時間以内に CERT-In に対して、所定の書式により報告をしなければならないとされている。

この「6 時間以内」という要件については、期限が短すぎて非現実的である、との批判もあったが、結局そのまま施行されている。なお、CERT-In FAQ の Q30 によれば、「覚知した時点でわかっていることだけを取り急ぎ報告し、詳細は事後の報告でも構わない」とされている。

また、CERT-In FAQ の Q22 によれば、ユーザーやカスタマーとの契約、規約上、対象事業者が守秘義務を負っている場合であっても、この報告義務は、当該守秘義務に優先するとされている。

(2) Information and Communication Technology (ICT) system の時計の同期義務

全ての対象事業者は、インドの National Informatics Centre (NIC)の Network Time Protocol (NTP)と呼ばれるサーバーまたは National Physical Laboratory (NPL)と呼ばれるサーバー等に、対象事業者の Information and Communication Technology (ICT) system(以下「ICT System」という。)の時計を同期させなければならない。

なお、インド国外の対象事業者については、上記 NIC や NPL と同等の正確な時計を有するサーバーに同期することで、上記義務を代替することができる。

(3) インド国内でのログの保存義務

全ての対象事業者は、その ICT System について、インド国内に過去 180 日分のログを保存しなければならないとされている。このログは、CERT-In から要請があった場合、または当該対象事業者においてサイバーインシデントが起きた場合、CERT-In に提供されなければならない。

なお、インドサイバーセキュリティ規則上は、「インド国内のログ保存義務」が規定されているが、CERT-In FAQ の Q35 によれば、日本企業を含む外国の対象事業者については、CERT-In に対して合理的な時間内に報告することができるのであれば、インド国外にログを保存しても構わないとされている。

(4) インド国内の連絡先(Point of Contact)の通知義務

全ての対象事業者は、CERT-In の所定の書式により、CERT-In がコンタクトするためのインド国内の連絡先(Point of Contact)を CERT-In に通知しなければならないとされている。また、代理店の変更や担当者の変更等により、この連絡先に変更があった場合、直ちにその旨を CERT-In に通知しなければならないとされている。

日本企業を含む外国の対象事業者であっても、インドに関わる IT を利用した情報を取り扱っている限りにおいて、インド国内の連絡先(Point of Contact)を CERT-In に報告する必要がある(CERT-In FAQ の Q29 参照)。そのため、たとえば専らインドに対する輸出だけを行っており、インド国内に代理店や子会社・関連会社等が存在しない日本企業の場合であっても、インドに関わる IT を利用した情報(インド国内の顧客情報、売上情報、流通網に関する情報等)の管理を行っている、またはこれらの情報を保有している限り、このインド国内の連絡先(Point of Contact)を CERT-In に通知する義務を負う。

(5) データセンター、VPS プロバイダー、クラウドサービスプロバイダ及び VPN プロバイダー、並びにバーチャル資産産業に対する規制

インドサイバーセキュリティ規則は、データセンター、VPS プロバイダー、クラウドサービスプロバイダ及び VPN プロバイダーを営む業者や、暗号資産や仮想通貨等のバーチャル資産産業を営む業者など、特定の対象事業者に対し、通常の対象事業者とは異なる、一定の厳格な規制を定めている。

以上の他、インドサイバーセキュリティ規則については、[CERT-In FAQ](#) に詳細な FAQ が記載されているため、こちらを参照されたい。

4. 違反の場合の罰則

インドサイバーセキュリティ規則上、同規則に違反した対象事業者に対しては、インド IT 法 70-B 条 7 項に基づき、1 年以下の懲役もしくは 10 万ルピー以下の罰金、またはその併科の罰則が課せられる可能性がある。

勿論、インド国内法による罰則規定を日本にいる日本企業にどうやって執行するか、そもそも実際にインド政府がインド国内法に基づいて外国企業まで処罰しようとするのか(たとえば、上記 3(4)の CERT-In へのインド国内の連絡先(Point of Contact)の通知義務に違反している外国企業をどこまで手間とコストをかけて処罰しようとするのか)等の実務上の問題は数多くあると思われるが、理論上は、日本企業がインドサイバーセキュリティ規則に違反した場合、同規則に基づく処罰を受ける可能性があることに十分に注意すべきである。

5. 小括

上に述べた通り、インドサイバーセキュリティ規則は、日本企業のインド子会社や関連会社のみならず、日本企業本体にも適用がある規制であり、かつインド国内の連絡先(Point of Contact)の CERT-In への通知や、サイバーインシデントが起きた場合の 6 時間以内の CERT-In への報告義務など、日本企業側におけるさまざまなアクションが実際に必要となる規制でもある。

そのため、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談しつつ、同規制に応じた体制を整備していくことが必要となると思われる。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮

ryo.okochi@amt-law.com

【論文】

✂ 西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

「メキシコの公証制度の解説」

「メキシコの環境法の解説」

掲載サイト:Business Lawyers

【セミナー】

✂ 琴浦 諒弁護士、矢野 雅裕弁護士、土門 駿介弁護士が下記の当事務所主催のセミナーにて講演を行います。(大阪:2022 年 10 月 5 日(水) 15:00~17:00、名古屋:2022 年 10 月 6 日(木) 9:30~11:30)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 大阪オフィス／名古屋オフィス公開セミナー

会場及び Zoom によるライブ配信「コロナ禍を経た国際仲裁及び国際調停の実務の変容」

【お問い合わせ】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 大阪オフィス 電話:06-6485-5700

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス 電話 :052-533-4770

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。